皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月二十四日午後零時四十分御出門、第二百十九回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時十九分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、トルコの共和国記念日につき、十月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

通　　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和七年十月二十日

海難審判所長　横井　幸治

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六六一	仁多　一徳	七・七・一六
二六六二	惠木　大輔	〃・九・一九

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,100円」を「１時間1,165円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,119円」を「１時間1,194円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,116円」を「１時間1,180円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月30日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,106円」を「１時間1,176円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月10日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告